

# 仮訳

## 2018年2月陸生動物衛生基準委員会及び水生動物衛生基準委員会会合報告に対する 日本のコメント

我が国は、陸生動物衛生基準委員会（コード委員会）並びに水生動物衛生基準委員会関連委員会、作業部会及び特別専門家会合に対し、その成された仕事に謝意を表し、コード委員会に対し、陸生動物衛生コード及び水生動物衛生コード改正案にコメントを提出する機会を与えていただいたことに感謝します。  
我々は、次の文章に対するコメントを提出します。

### 内容

#### 陸生動物衛生コード

1. 第 1.4 章動物衛生サーベイランス(挿入/削除) .....	2
2. 第 4.Z 章疾病の予防及び管理についての勧告の序論(挿入/削除) .....	3
3. 第 15.1 章 アフリカ豚コレラ .....	4
4. 第 1.6 章 O I Eによる疾病清浄化の自己宣言の公表、公式疾病ステータスの認定及び公式コントロールプログラムの保証の保証の手続 .....	5
5. 第 8.14 章 狂犬病 .....	6
6. 新規章作成の提案（実験室診断に係る新規章） .....	7

#### 水生動物衛生コード

7. 第 2.2.章 コイヘルペスウイルス病 .....	8
------------------------------	---

陸生動物衛生コード

1. 第 1.4 章動物衛生サーベイランス (挿入/削除)

早期警戒システム

早期警戒システムは、獣医感染及び外寄生の発生、侵入又は出現の適時発見、特定及び報告に不可欠であり、獣医当局の管理下にあるものとし、以下の項目を含むものとする。

- 1) 獣医サービスによる標的動物群の適切な扱い
- 2) 関連する感染又は外寄生の診断及び鑑別能力のある検査施設
- 3) 獣医師、獣医補助職、家畜所有者又は管理者及び農場からと畜場/食肉処理場におけるその他の動物取扱い者に対する、普通ではない動物衛生事象の発見及び報告についての研修及び啓蒙プログラム
- 4) 以下の情報と共に、関連する利害関係者が、獣医当局に対して疑い症例又は通報対象疾病又は新興疾病を含む普通ではない動物衛生事象通報する法的責務

理由：第 5 条 4) の通報の対象となる事項について、3) のトレーニングにおける記述との整合を図るとともに、症状が明らかとなっている疾病を疑う場合にのみ通報すればよいと解釈されることを避けるため、「普通ではない動物衛生事象」を改めて通報対象とすることを提案。

2. 第 4.7 章疾病の予防及び管理についての勧告の序論 (挿入/削除)

第 4.7.1 条

(省略)

このような計画を 考案する 発展させるための必須要件は以下を含む 場合がある。

- 法的枠組み 及び、検査施設の能力、及び十分なそして義務を有している資金を含む 獣医組織の質
- 公衆衛生や野生動物対策を担当する関係機関との協力
- 獣医師及び獣医補助職を保証する適切な教育
- 研究機関との緊密な連携
- 民間の利害関係者 及びメディア への効果的な啓蒙 及び積極的な協力
- 官民協力
- 越境性動物疾病についての 獣医当局の地域間協力

理由：他章との整合をとる観点から、管理計画の必須の要件に、公衆衛生や野生動物対策を担当する関係機関やメディアとの協力を追記すべき。

## 仮訳

### 3. 第 15.1 章 アフリカ豚コレラ

#### 第 15.1.3. 条

アフリカ豚コレラ清浄国又は地域

(省略)

家畜及び飼育野生豚に由来する物品は、野生、野生化又はアフリカ野生豚における ASFV の感染が確認された場合であっても、本章の関連条項に従うことで、家畜及び捕獲飼育野生豚の清浄国から安全に輸出され得る。

本条に対する日本のコメント：

野生動物での発生時にあっても適切に分離されていることを条件として飼養豚及び飼養野生動物に由来する物品の貿易を安全に行うことが可能とすること自体は受け入れ可能。

しかしながら現実問題として「適切な分離」をどのように行うのか、またどのようにそれが「適切」と判断するかが、非常に困難な問題として残る。EU ですら、飼養豚を感染豚から守ることが困難であることが明らかになっている。

加盟国が本章を円滑に運用する行方上で「適切な分離」をどのように行うかは極めて重要である。

OIE は加盟国のコードの運用状況を確認する取組を始めようとしていると承知しており、OIE は明確な考えを示すべきである。

4. 第 1.6 章 O I Eによる疾病清浄化の自己宣言の公表、公式疾病ステータスの認定及び公式コントロールプログラムの保証の手続

我が国からのコメント

自己清浄宣言に軸足を移す OIE の考え方に問題はないが、自己宣言はあくまで宣言をした国の責任で行うべきものとされており、本章において OIE は責任を負わないことが明記されている。

自己宣言をどのような内容とするかが各加盟国に一任された場合、提供される情報を各加盟国が評価しなければならず、そのために多大な労力を要することとなることが想定される。したがって、自己清浄宣言の公表に際して適切な要件を設けることは本章の円滑な執行に資すると考える

5. 第 8.14 章 狂犬病

コメント：

清浄国が二段階になるということと理解するが、曝露後の予防についてはイヌ狂犬病清浄国であっても行う等、ヒトの健康の観点から適切な措置が講じられるよう留意すべき。

たとえイヌ由来狂犬病の清浄国であったとしても、国内に狂犬病ウイルスの存在がある以上、ヒトに対する曝露後ワクチンは接種されるべきであり、誤解を招くことは避けなければならないと考える。

その他の技術的なコメントに関しては別添 1 を参照されたい。

6. 新規章作成の提案（実験室診断に係る新規章）

**提案**

我が国は、水平章において加盟国が実験室診断に関して取り組むべき内容を整理したコードを規定する必要があると考える。

現在、OIE コードにおいて、サーベイランス章の改正により早期警戒システムの詳細が規定されるとともに、リスト疾病及び新興疾病の公式制御について新たな章が制定されようとしており、こうした対応の基礎となる実験室診断について、その運営や精度管理等について一定の基準が必要。

また、今般、自己清浄化宣言についての規定が整理され、各種疾病の自己清浄化宣言が今後増加する可能性が高いが、適切な実験室診断が行われなければ、自己清浄化宣言が混乱の原因となる可能性がある。

このため、OIE において、実験室診断に関するコードの策定を検討願いたい。

# 仮訳

## 水生動物衛生コード

### 7. 第 2.2. 章 コイヘルペスウイルス病

#### (Article 2.2.2.) 証拠不完全な感受性種

- a) Species for which there is incomplete evidence for susceptibility according to Chapter 1.5. of the Aquatic Code include: Gold fish goldfish (*Carassius auratus*), grass carp (*Ctenopharyngodon idella*) and Syberian crucian carp (*Carassius carassius*).

理由: 修辞上の修正

#### (Article 2.2.3.) 成長段階における感受性

- a) All age groups of fish, from juveniles upwards, appear to be susceptible to infection with KHV (Bretzinger *et al.*, 1999; Sano *et al.*, 2004) but, under experimental conditions, 2.5 – 6 g fish were more susceptible than 230 g fish (Perelberg *et al.*, 2003). Carp larvae are resistant to infection with KHV but the same carp were susceptible to infection on maturation. (Ito *et al.*, 2007)

理由: 参照論文を記載



## 8.14章 (狂犬病ウイルス感染)に対するOIEコード改正案

Comment No.	章	OIEの提案	日本のコメント
1	Article 8.14.1	<p>狂犬病は好神経性ウイルスである、モノネガウイルス目ラブドウイルス科の<b>リッサウイルスを原因とする疾病</b>であり、本病は全ての哺乳類に伝播し得る。</p>	
		<p><b>狂犬病の原因となるリッサウイルスは、以前は“狂犬病ウイルス遺伝子型1”</b>と呼ばれ、世界中で確認されている。動物及びヒトにおける狂犬病報告事例のほとんどがこのウイルスによるものである。ヒトが狂犬病ウイルスに曝露される際の最も一般的な曝露源は犬である。</p> <p><b>Other lyssavirus species</b> have more restricted geographical and host range, with the majority having been isolated from bats, with limited public and animal health implications.</p> <p><b>他のリッサウイルス</b>の分布は地理的にも宿主的にも限られている。多くはコウモリから分離され、公衆衛生上及び家畜衛生上の影響は限定的である。</p>	<p>全段落までの定義に従えば、狂犬病ウイルス以外のリッサウイルス属のウイルスは本章で定義するところの狂犬病の病原体たり得るのが不明確である。</p> <p>OIEが本段落を残すことが適当であると考えれば、狂犬病ウイルス以外のリッサウイルスが狂犬病の病原体として認識されるのか、明確に記載すべきである。</p>
2		<p>他の動物種から独立したイヌ群で保持されてきたウイルスによる感染をイヌ由来狂犬病と定義する。これは<b>疫学調査</b>により決定される。</p>	<p>疫学調査という語句は曖昧に過ぎるため、明文化すべきと考える。</p>

Comment No.	章	OIEの提案	日本のコメント
3	Article 8. 14. 2	狂犬病清浄国又は地域 1) 国または地域は、以下の各号の場合には、狂犬病ウイルス感染がないとみなすことができる。 a) 狂犬病が、通報対象であり、疫学的状況又は関連事象のいかなる変化も、第1.1章に従い報告されている。 b) <b>狂犬病を疑う臨床症状を示す</b> すべての事例について、適切な <b>現地調査</b> 及び実験室における検査の対象となっていること。	疫学的に疑わしい場合など臨床症状を示していない場合にも、適切な現地調査及び実験室における検査の対象となるべきであるため、以下の様に文言を修正すべき。また、現地調査の文意明確化を求めたい。 b) 狂犬病を疑う <b>臨床症状を示すすべての</b> 事例について、適切な現地調査及び実験室における検査の対象となっていること。
4		c) 狂犬病ウイルス感染を疑う動物の調査及び報告を確保するための継続的早期通報システムを最低限の条件とする、第1.4章及び8.14.9条に従う有効な疾病サーベイランスシステムが、過去24か月間、実施されている。	d)について8.14.4から8.14.7以外のどの章が該当するのか、より詳細に記載すべき。
5		d) 狂犬病の予防及び管理のための規制措置が、8.14.4条から8.14.7条を含む関連の陸生コードの勧告と整合して実施されている。 e) 過去2年間、在来性の狂犬病ウイルス感染の症例が、確認されていないこと。 f) <del>過去6ヶ月間、食肉目又は翼手目の輸入症例が、動物検疫所外では確認されていないこと。</del>	旧章における5)の削除は受け入れがたい。というのも、 1)提案では輸入症例が確認された場合にも清浄ステータスを維持できる。 2)また同時に、輸入した動物を原因として国内のイヌ科動物が狂犬病を発症した場合に、(そのような場合というのは在来生の狂犬病とは考えられないため)清浄性ステータスに影響を与えないと考えられるため。
6		2)高リスク動物への予防的ワクチン接種は、狂犬病のステータスに影響を与えない。	日本としてはこの新規段落の追加に賛同する。一方で、高リスク動物の定義を本条項中に記載すべきである。そうしなければ、OIE加盟国の間で解釈の不一致による論争が起こりうる。

Comment No.	章	OIEの提案	日本のコメント
7	Article 8.14.2-ter	<p>イヌ由来狂犬病ウイルス清浄国又は地域</p> <p>1) 国または地域は、以下の各号の条件を満たす場合、イヌ由来狂犬病がないとみなすことができる。</p> <p>a) イヌ由来狂犬病が通報対象疾病とされており、疫学的状況又は関連事象のいかなる変化も、第1.1章に従い報告されている。</p> <p>b) 狂犬病ウイルス感染を疑う動物の<b>管理</b>、調査及び報告を確保するための継続的早期通報システムを最低限の条件とする第1.4章及び8.14.9条に従う有効なサーベイランスシステムが過去24か月間実施されている。</p> <p>c) 狂犬病の予防及び管理のための規制措置が、<b>8.14.9条及び陸生コード</b>の勧告と整合して実施されている。</p> <p>d) 過去24か月間、在来性のイヌ由来狂犬病ウイルス感染の症例が、確認されていないこと。</p> <p>e) 第7.7章と整合した野良犬管理プログラムが実施されている。</p>	<p>サブパラグラフ1)のa) および d))を考慮するに、狂犬病ウイルスは幅広い宿主域を有するため、サブパラグラフにおける対象動物を明示すべきである。アライグマやスカンクといった野生ほ乳類が狂犬病の通報対象であり、イヌ群での狂犬病がその地域で存在する限り、野生動物における狂犬病の発生は在来性のイヌ由来狂犬病であると考えられるべきである。本条項の理解の不一致を避けるため、この点については明確に記載されるべきである。</p> <p>b)に関して、8.14.2条のc)では管理の記載は無いが、8.14.2ter条に記載があるのはなぜか。</p> <p>c)に関して、8.14.9条及び陸生コードとあるが、陸生コードの内容を明示すべきである。また、日本としては、輸入措置に関して、少なくとも8.14.5条は含まれるべきであるとする。</p>
8	Article 8.14.6	<p>獣医当局は、当該動物が以下の各号を満たす旨証明する国際動物衛生証明書の提示を義務付けるものとする。</p> <p>すなわち動物が、</p> <p>1) 発送日の前日又は当日に狂犬病の臨床症状を呈していなかったこと。</p> <p>2) 以下の各号のいずれかを満たすこと。</p> <p>a) 発送前少なくとも12ヶ月間、狂犬病の症例がない飼育施設で、発送前6ヶ月間、飼育されていたこと。</p> <p>b) 製造業者の勧告に従い、ワクチン接種又はワクチン再接種を受けたこと。当該ワクチンは、陸生マニュアルに従い製造及び使用されたものとする。</p> <p>3) 家畜が永続的に個体識別されている場合は、その個体識別番号が証明書に記載されていること。</p>	<p>2)a)項に関して、次の様な修正を提案する。</p> <p><b>感受性動物からの隔離が維持され、</b>発送前少なくとも12か月間、症例がない飼育施設で、発送前6か月の間飼育されていたこと。</p> <p>理由：飼育施設が狂犬病の清浄で有ることを保障するため、現行の8.14.9条と同じ表現(ただし、提案の改正案では削除されている条)の利用を提言。</p>